



集める 守る 荒川区の資源

資源は正しく分別して出すことで、また新しい製品に生まれ変わります。限りある資源の有効活用のため、きちんと分別して出しましょう。

問合せ 清掃リサイクル課ごみ減量係
☎(5692)6697



10月1日
から

条例により、資源の持ち去り行為が禁止されます。

- 資源回収拠点からの登録業者以外の収集運搬を禁止します。
(ごみ集積所からの金属類の持ち去りも禁止)
- 条例に違反した場合は、20万円以下の罰金が科せられます。

▶「あらかわ方式」の集団回収の支援のために

荒川区では、近年回収場所に置かれた資源を許可なく無断で持ち去る行為が全国的に発生し、大きな社会問題になっており、区内においても、持ち去り被害の情報が寄せられております。そのため、区では条例を改正し、集団回収の仕組みを阻害する行為である持ち去りを禁止する規定を新たに追加いたします。

区では、今後も「あらかわ方式」の集団回収への様々な支援を通して、質の高い清掃リサイクル事業を推進して参りますので、引き続き、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

この方式の実施により、荒川区の集団回収における区民一人当たりの資源回収量は、14年連続で23区中1位となっております。これは町会・自治会をはじめとした関係者の皆様のご尽力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。

「あらかわ方式」とも呼ばれ、住民・事業者・区の連携モデルとして注目を集めています。

この方式の実施により、荒川区の集団回収における区民一人当たりの資源回収量は、14年連続で23区中1位となっております。これは町会・自治会をはじめとした関係者の皆様のご尽力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。



荒川区長・特別区長会会長
にしがわ たいいちろう
西川 太一郎